

一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領 一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1～第8条 (略)</p> <p>(事業実施手続)</p> <p>第9条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業実施者は、前項の事業実施計画の提出にあたり、あらかじめ、支援対象者から提出された省エネ計画等について次に掲げる項目を全て満たすかどうかについて審査し、次に掲げる項目を全て満たすと認められた省エネ計画等を踏まえ、事業実施者の事業実施計画を作成するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 省エネルギー等対策推進計画において、次のア又はイの場合に応じて、それぞれ当該ア又はイに定める目標を掲げており、取組内容等からその達成が確実であると見込まれること。</p> <p><u>なお、省エネルギー等対策推進計画の目標達成に向け不断に取り組むこととともに、民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して、燃油コストの変動の抑制に取り組むことが望ましい。</u></p> <p>ア 平成<u>30</u>事業年度以降に計画を策定した場合：策定事業年度の翌々事業年度までに、10a当たり燃油使用量を15%以上削減することにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。ただし、茶に係る省エネルギー等対策推進計画については、1工場当たり燃油使用量を15%以上削減することにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。</p> <p>イ 平成<u>29</u>事業年度までに計画を策定し、継続して取り組んでいる場合：策定事業年度の翌々事業年度までに、(ア)から(ウ)までのいずれか一つに取り組むことにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。</p> <p>(ア) 10a当たり燃油使用量を更に15%以上削減。ただし、茶に係る省エネルギー等対策推進計画については1工場当たり燃油使用量を更に15%以上削減。</p> <p>(イ) 単位生産量当たり燃油使用量を15%以上削減。</p> <p>(ウ) <u>当初計画(当該対策において初めて作成した計画(変更を含む。))から計30%以上の燃油使用量削減を達成した者は、これらの削減を維持した上で、自身の削減目標を定め、更なる省エネルギー等対策に不断に取り組むこと。</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第10～第17条 (略)</p> <p>(加入契約等)</p> <p>第18条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 前項により燃油購入数量の申込みを行う支援対象者は、燃油補填金に係る積立金の積立方</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1～第8条 (略)</p> <p>(事業実施手続)</p> <p>第9条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業実施者は、前項の事業実施計画の提出にあたり、あらかじめ、支援対象者から提出された省エネ計画等について次に掲げる項目を全て満たすかどうかについて審査し、次に掲げる項目を全て満たすと認められた省エネ計画等を踏まえ、事業実施者の事業実施計画を作成するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 省エネルギー等対策推進計画において、次のア又はイの場合に応じて、それぞれ当該ア又はイに定める目標を掲げており、取組内容等からその達成が確実であると見込まれること。</p> <p>ア 平成<u>29</u>事業年度以降に計画を策定した場合：策定事業年度の翌々事業年度までに、10a当たり燃油使用量を15%以上削減することにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。ただし、茶に係る省エネルギー等対策推進計画については、1工場当たり燃油使用量を15%以上削減することにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。</p> <p>イ 平成<u>28</u>事業年度までに計画を策定し、継続して取り組んでいる場合：策定事業年度の翌々事業年度までに、(ア)から(ウ)までのいずれか一つに取り組むことにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。</p> <p>(ア) 10a当たり燃油使用量を更に15%以上削減。ただし、茶に係る省エネルギー等対策推進計画については1工場当たり燃油使用量を更に15%以上削減。</p> <p>(イ) 単位生産量当たり燃油使用量を15%以上削減</p> <p>(ウ) <u>民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して、燃油使用量の5%以上について、燃油コストの変動を以上抑制</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第10～第17条 (略)</p> <p>(加入契約等)</p> <p>第18条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 前項により燃油購入数量の申込みを行う支援対象者は、燃油補填金に係る積立金の積立方</p>

式について、その構成員の事業参加者ごとに、下表の選択肢からいずれかを選択した上で、その対象となる燃油購入数量を申し込むものとする。なお、灯油の場合は、A重油価格からの換算式（灯油価格＝A重油価格×1.06）により換算を行うものとする。

なお、7中5平均とは、過去7年間の加温期間平均A重油価格のうち最高値1年分と最安値1年分を除いた5年の平均価格をいう。以下同じ。

選択肢（積立方式）	積立額の算出式（単価はA重油）
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立てる場合	$\frac{7中5平均 \times (115\% - 100\%)}{燃油購入数量} \times 1/2$
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立てる場合	$\frac{7中5平均 \times (130\% - 100\%)}{燃油購入数量} \times 1/2$
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立てる場合	$\frac{7中5平均 \times (150\% - 100\%)}{燃油購入数量} \times 1/2$

（施設園芸用燃油価格差補填金の交付）

第19条 燃油補填金の交付は、第17条に定める対象期間の各月ごとに、当該月のA重油全国平均価格（「農業物価統計調査」（農林水産省大臣官房統計部公表）による。）が発動基準価格（7中5平均にセーフティネット発動の基準となる率100%）を乗じて算出した額を超えた場合に行うものとする。なお、各月の燃油補填金交付の有無及び補填対象の割合については本法人が生産局長と協議の上で決定し、事業実施者に通知するものとする。

2 本法人は、燃油補填金の交付を行う場合には、当該月の燃油補填金の単価を、次に掲げる算式により算出した額を限度として定め、生産局長の承認を得て、事業実施者に通知するものとする。なお、灯油の場合は、A重油価格からの換算式（灯油価格＝A重油価格×1.06）により換算を行う。

燃油補填金単価(円/リットル)＝当該月のA重油全国平均価格－ <u>発動基準価格</u>
--

3 補填対象の燃油数量は、原則として当該月の燃油の購入数量の70%とする。

ただし、事業実施者から対象期間の地域ごとの平均気温等を勘案し、補填対象の割合の特別な設定の申し出が事業年度当初の事業実施計画書にあり、本法人が特に必要と認める場合にあっては、次のとおりとすることができる。

- (1) 当該地域の当該月の平均気温が平年比－0.1℃以上－0.5℃未満の場合、80%
- (2) 当該地域の当該月の平均気温が平年比－0.5℃以上－1.0℃未満の場合、90%
- (3) 当該地域の当該月の平均気温が平年比－1.0℃以上の場合、100%

4 次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、補填対象の割合を100%とする。

- (1) 当該月の燃油価格が前事業年度の加温期間における平均燃油価格の111%以上であること。
- (2) 当該月の燃油価格が前々事業年度の同期同価格の122%以上であること。
- (3) 当該月の燃油価格が前々々事業年度の同期同価格の133%以上であること。

5 事業実施者が支援対象者に交付する燃油補填金の額は、次に掲げる算式により算出された額とし、対策資金の範囲内において、各支援対象者及びその事業参加者ごとに、当該燃油補填金の交付日における燃油補填積立金残高（当該燃油補填金を交付しようとする月の前月までの燃油補填金が未交付の場合は、当該燃油補填積立金残高からその額を差し引いた額）の2倍を限度とする。

式について、その構成員の事業参加者ごとに、下表の選択肢からいずれかを選択した上で、その対象となる燃油購入数量を申し込むものとする。なお、灯油の場合は、A重油価格からの換算式（灯油価格＝A重油価格×1.06）により換算を行うものとする。

選択肢（積立方式）	積立額の算出式（単価はA重油）
(新設)	(新設)
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立てる場合	<u>12.7</u> 円/リットル×燃油購入数量×1/2
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立てる場合	<u>29.6</u> 円/リットル×燃油購入数量×1/2

（施設園芸用燃油価格差補填金の交付）

第19条 燃油補填金の交付は、第17条に定める対象期間の各月ごとに、当該月のA重油全国平均価格（「農業物価統計調査」（農林水産省大臣官房統計部公表）による。）が基準価格（過去7年間の加温期間平均A重油価格のうち最高値1年分と最安値1年分を除いた5年の平均価格（84.7円/リットル））に2及び3のセーフティネット発動の基準となる率（以下「発動基準率」という。）を乗じて算出した額を超えた場合に行うものとする。なお、各月の燃油補填金の交付の有無及び発動基準率については本法人が生産局長と協議の上で決定し、事業実施者に通知するものとする。

2 発動基準率は、原則として115%とする。

ただし、事業実施者から対象期間の地域ごとの平均気温等を勘案し発動基準率の特別な設定を求める申し出があり、本法人が特に必要と認める場合にあっては、次のとおりとすることができる。

- (1) 当該地域の当該月の平均気温が平年比－0.1℃以上－0.5℃未満の場合、110%
- (2) 当該地域の当該月の平均気温が平年比－0.5℃以上－1.0℃未満の場合、105%
- (3) 当該地域の当該月の平均気温が平年比－1.0℃以上の場合、100%

3 次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、発動基準率を100%とする。

- (1) 当該月の燃油価格が前事業年度の加温期間における平均燃油価格の111%以上であること。
- (2) 当該月の燃油価格が前々事業年度の同期同価格の122%以上であること。
- (3) 当該月の燃油価格が前々々事業年度の同期同価格の133%以上であること。

4 事業実施者が支援対象者に交付する燃油補填金の額は、対策資金の範囲内において、各支援対象者及びその事業参加者ごとに、当該燃油補填金の交付日における燃油補填積立金残高（当該燃油補填金を交付しようとする月の前月までの燃油補填金が未交付の場合は、当該燃油補填積立金残高からその額を差し引いた額）の2倍を限度とする。

補填金の交付額＝補填金単価×補填対象の燃油数量

(補助金の額)
第2 0条 (略)

(事業実施計画の手続)
第2 1条 (略)

(補助金の交付の申請及び支払等の手続)
第2 2条 (略)

(事業実施状況の報告)
第2 3条 (略)

(セーフティネット事業の内容)
第2 4条 (略)

(対象油種及び対象期間)
第2 5条 (略)

(加入契約等)
第2 6条
1～2 (略)

3 前項により燃油購入数量の申込みを行う支援対象者は、燃油補填金に係る積立金の積立方式について、その構成員の事業参加者ごとに、下表の選択肢からいずれかを選択した上で、その対象となる燃油購入数量を申し込むものとする。

なお、7中5平均とは、過去7年間の対象期間平均A重油価格のうち最高値1年分と最安値1年分を除いた5年の平均価格をいう。以下同じ。

選択肢(積立方式)	積立額の算出式(単価はA重油)
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立てる場合	$7中5平均 \times (115\% - 100\%) \text{ 円/リットル} \times \text{燃油購入数量} \times 1/2$
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立てる場合	$7中5平均 \times (130\% - 100\%) \text{ 円/リットル} \times \text{燃油購入数量} \times 1/2$
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立てる場合	$7中5平均 \times (150\% - 100\%) \text{ 円/リットル} \times \text{燃油購入数量} \times 1/2$

(茶加工用燃油価格差補填金の交付)

(燃油補填金の単価の算定及び通知)

第2 0条 本法人は、前条により燃油補填金の交付を行う場合には、当該月の燃油補填金の単価を、次に掲げる算式により算出した額を限度として定め、生産局長の承認を得て、事業実施者に通知するものとする。なお、灯油の場合は、A重油価格からの換算式(灯油価格＝A重油価格×1.06)により換算を行う。

燃油補填金単価(円/リットル)＝当該月のA重油全国平均価格－(基準価格×発動基準率)

(補助金の額)
第2 1条 (略)

(事業実施計画の手続)
第2 2条 (略)

(補助金の交付の申請及び支払等の手続)
第2 3条 (略)

(事業実施状況の報告)
第2 4条 (略)

(セーフティネット事業の内容)
第2 5条 (略)

(対象油種及び対象期間)
第2 6条 (略)

(加入契約等)
第2 7条
1～2 (略)

3 前項により燃油購入数量の申込みを行う支援対象者は、燃油補填金に係る積立金の積立方式について、その構成員の事業参加者ごとに、下表の選択肢からいずれかを選択した上で、その対象となる燃油購入数量を申し込むものとする。

選択肢(積立方式)	積立額の算出式(単価はA重油)
(新設)	(新設)
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立てる場合	$12.7 \text{ 円/リットル} \times \text{燃油購入数量} \times 1/2$
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立てる場合	$29.6 \text{ 円/リットル} \times \text{燃油購入数量} \times 1/2$

(茶加工用燃油価格差補填金の交付)

第2.7条 燃油補填金の交付は、第3.4条に定める対象期間の各月ごとに、当該月のA重油全国平均価格（「農作物価統計調査」（農林水産省大臣官房統計部公表）による。）が発動基準価格（7中5平均にセーフティネット発動の基準となる率100%を乗じて算出した額を超えた場合に行うものとする。なお、各月の燃油補填金交付の有無及び補填対象の割合については本法人が生産局長と協議の上で決定し、事業実施者に通知するものとする。

2 本法人は、燃油補填金の交付を行う場合には、当該月の燃油補填金の単価を、次に掲げる算式により算出した額を限度として定め、生産局長の承認を得て、事業実施者に通知するものとする。

燃油補填金単価(円/リットル)=当該月のA重油全国平均価格－発動基準価格

3 補填対象の燃油数量は、原則として当該月の燃油の購入数量の70%とする。

4 次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、補填対象の割合を100%とする。

(1) 当該月の燃油価格が前事業年度の加温期間における平均燃油価格の111%以上であること。

(2) 当該月の燃油価格が前々事業年度の同期同価格の122%以上であること。

(3) 当該月の燃油価格が前々々事業年度の同期同価格の133%以上であること。

5 事業実施者が支援対象者に交付する燃油補填金の額は、次に掲げる算式により算出された額とし、対策資金の範囲内において、各支援対象者及びその事業参加者ごとに、当該燃油補填金の交付日における燃油補填積立金残高（当該燃油補填金を交付しようとする月の前月までの燃油補填金が未交付の場合は、当該燃油補填積立金残高からその額を差し引いた額）の2倍を限度とする。

補填金の交付額＝補填金単価×補填対象の燃油数量

（補助金の額）

第2.8条 （略）

（事業実施計画の手続）

第2.9条 （略）

（補助金の交付の申請及び支払等の手続）

第3.0条 （略）

（事業実施状況の報告）

第3.1条 （略）

第2.8条 燃油補填金の交付は、第1.7条に定める対象期間の各月ごとに、当該月のA重油全国平均価格（「農作物価統計調査」（農林水産省大臣官房統計部公表）による。）が基準価格（過去7年間の加温期間平均A重油価格のうち最高値1年分と最安値1年分を除いた5年の平均価格（84.7円/リットル）に2及び3のセーフティネット発動の基準となる率（以下「発動基準率」という。）を乗じて算出した額を超えた場合に行うものとする。なお、各月の燃油補填金の交付の有無及び発動基準率については本法人が生産局長と協議の上で決定し、事業実施者に通知するものとする。

2 発動基準率は、原則として115%とする。

3 次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、発動基準率を100%とする。

(1) 当該月の燃油価格が前事業年度の加温期間における平均燃油価格の111%以上であること。

(2) 当該月の燃油価格が前々事業年度の同期同価格の122%以上であること。

(3) 当該月の燃油価格が前々々事業年度の同期同価格の133%以上であること。

4 事業実施者が支援対象者に交付する燃油補填金の額は、対策資金の範囲内において、各支援対象者及びその事業参加者ごとに、当該燃油補填金の交付日における燃油補填積立金残高（当該燃油補填金を交付しようとする月の前月までの燃油補填金が未交付の場合は、当該燃油補填積立金残高からその額を差し引いた額）の2倍を限度とする。

（燃油補填金の単価の算定及び通知）

第2.9条 本法人は、前条により燃油補填金の交付を行う場合には、当該月の燃油補填金の単価を、次に掲げる算式により算出した額を限度として定め、生産局長の承認を得て、事業実施者に通知するものとする。なお、灯油の場合は、A重油価格からの換算式（灯油価格＝A重油価格×1.06）により換算を行う。

燃油補填金単価(円/リットル)=当該月のA重油全国平均価格－(基準価格×発動基準率)

（補助金の額）

第3.0条 （略）

（事業実施計画の手続）

第3.1条 （略）

（補助金の交付の申請及び支払等の手続）

第3.2条 （略）

（事業実施状況の報告）

第3.3条 （略）

(事業の内容)
第3 2条 (略)

(補助対象経費)
第3 3条 推進事業の補助対象経費等は、下表のとおりとする。

内 容	補助対象経費	注意点
(略)	備品費、事業費(会場借料、通信運搬費、借上費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、光熱水費)、旅費、謝金、賃金、 <u>給与、報酬、職員手当等</u> 、委託費、役務費、雑役務費	(略)

事業実施計画の手続)
第3 4条 (略)

(補助金の交付の申請及び概算払等の手続)
第3 5条 (略)

(事業の実績報告及び補助金の額の確定等の手続)
第3 6条 (略)

(事業実施状況の報告)
第3 7条 (略)

(報告の徴収及び閲覧)
第 3 8条 (略)

(留意事項)
第 3 9条 (略)

(細則)
第 4 0条 (略)

(事業の内容)
第3 4条 (略)

(補助対象経費)
第3 5条 推進事業の補助対象経費等は、下表のとおりとする。

内 容	補助対象経費	注意点
(略)	備品費、事業費(会場借料、通信運搬費、借上費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、光熱水費)、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費	(略)

事業実施計画の手続)
第3 6条 (略)

(補助金の交付の申請及び概算払等の手続)
第3 7条 (略)

(事業の実績報告及び補助金の額の確定等の手続)
第3 8条 (略)

(事業実施状況の報告)
第3 9条 (略)

(報告の徴収及び閲覧)
第 4 0条 (略)

(留意事項)
第 4 1条 (略)

(細則)
第 4 2条 (略)

別紙様式第1号～第5号 (略)

別紙様式第6号
(別紙1)

施設園芸等燃油価格高騰対策事業実施計画書

協議会名 :

実施期間	○事業年度	○年○月～○年○月
------	-------	-----------

※事業年度は7月～翌6月。

第1 (略)
第2

(1)～(3) (略)

別紙様式第1号～第5号 (略)

別紙様式第6号
(別紙1)

施設園芸等燃油価格高騰対策事業実施計画書

協議会名 :

実施期間	令和○事業 年度	○年5月～○年6月
------	-------------	-----------

※令和元年の事業年度は5月～翌6月。

第1 (略)
第2

(4) 過去の燃油使用量削減実績

	削減率	実施事業年度	実績
10a 当たり燃油使用量	15%	～	KL→ KL (○%)
	15%	～	KL→ KL (○%)
単位生産量当たり燃油使用量	15%	～	KL→ KL (○%)

(注1) 1期計画、2期計画における目標削減率15%を達成した場合に削減率を○で囲む。

(注2) 実績欄は省エネルギー等対策推進計画策定時の燃油現在使用量及び目標年の燃油使用実績を記載し、その差の率をカッコ内の削減率として記載。

第3 低温特例措置の申し出

○事業年度	
気温測定地点	

(注1) 気象庁データを基本とするが、それ以外の公的機関が継続的に調査、公表している公式地点のデータを使用する場合は根拠資料を添付すること。

(注2) 気温観測地点は事業年度当初計画でのみ申し出が可能とし、事業年度内の変更はできない。

(注3) 気温測定地点は、協議会につき1か所とする。

第4 事業別内訳

1 施設園芸セーフティネット構築事業

番号	支援対象者名	燃油購入予定数量 (リットル)	燃油補填積立予定額 (円) ※	補助金所要見込額 (円)	対象期間 <事業年度>	備考
					○月～翌○月 <R >	
合 計						

(注1) ※は、「燃油購入予定数量(リットル)×積立単価(円/リットル)×1/2」で算出(農家積立分)。

(注2) 「対象期間<事業年度>」欄は、上段に対象期間(10月～翌6月)を記入し、下段に積立契約の契約期間の事業年度をく>書きで記入する。

(注3) それぞれの支援対象者について事業参加者の内訳の一覧表(氏名、住所、燃油購入予定数量、燃油補填積立金額等)を作成し、添付する。

2 (略)

(1)～(3) (略)

(新設)

第3 事業別内訳

1 施設園芸セーフティネット構築事業

番号	支援対象者名	燃油購入予定数量 (リットル)	燃油補填積立予定額 (円) ※	補助金所要見込額 (円)	対象期間 <事業年度>	備考
					○月～翌○月 <H >	
合 計						

(注) ※は、「燃油購入予定数量(リットル)×積立単価(円/リットル)×1/2」で算出(農家積立分)。

(注) 「対象期間<事業年度>」欄は、上段に対象期間(11(10,12)月～翌4(3,5)月)を記入し、下段に積立契約の契約期間の事業年度をく>書きで記入する。

(注) それぞれの支援対象者について事業参加者の内訳の一覧表(氏名、住所、燃油購入予定数量、燃油補填積立金額等)を作成し、添付する。

2 (略)

(事業実施計画書添付資料1)

第1

1 (略)

2 過去の燃油使用量削減実績

	削減率	実施事業年度	実績
10a 当たり燃油使用量	15%	～	KL→ KL (○%)
	15%	～	KL→ KL (○%)
単位生産量当たり燃油使用量	15%	～	KL→ KL (○%)

(注1) 1期計画、2期計画における目標削減率15%を達成した場合に削減率を○で囲む。
 (注2) 実績欄は省エネルギー等対策推進計画策定時の燃油現在使用量及び目標年の燃油使用実績を記載し、その差の率をカッコ内の削減率として記載。

3 (略)

第2 (略)

(別紙2)

施設園芸等燃油価格高騰対策事業実施計画

協議会等名 :

実施期間

○事業年度

○年○月～○年 12月

※事業年度は1月～12月。

第1 (略)

第2 本対策に係る目標 (省エネルギー等対策推進計画の策定年度ごとに枠を追加して記載)

(事業実施計画書添付資料1)

第1

1 (略)

(新設)

3 (略)

第2 (略)

(別紙2) 【平成27事業年度以降の場合】

施設園芸等燃油価格高騰対策事業実施計画

協議会等名 :

実施期間

○事業年度

○年 4月～○年 3月

※事業年度は4月～翌3月。

第1 (略)

第2 本対策に係る目標 (目標年度ごとに記載)

(新設)

(1) 1工場当たり燃油使用量を削減する目標

目標の内容		茶における1工場当たり燃油使用量の削減 (○事業年度)	
現状値 (燃油使用量)	目標値 (燃油使用量)	削減率	備考
合計 KL	合計 KL	%	
KL/工場	KL/工場	%	
茶工場数 工場	茶工場数 工場	=	

算出の根拠、目標達成に向けた取組内容等

(燃油使用量の算出の根拠とともに、目標達成に向けた取組内容等について、管内の茶産地の状況、省エネに向けた取組等を総合的に記載する。)

(注1) 燃油使用量の「KL/工場」は、全支援対象者の省エネルギー等対策推進計画の取組工場の総数で除して求める。

(注2) それぞれの値は小数点以下第1位の数字を四捨五入して記載する。

(2) 単位生産量当たり燃油使用量を削減する目標 (略)

(3) 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制する目標

目標の内容		茶における燃油コストの変動を抑制 (○事業年度)	
現状値 (燃油使用量)	目標値 (燃油コストの変動抑制量)	抑制率	備考
合計 KL	合計 KL	%	

算出の根拠、目標達成に向けた取組内容等

(変動抑制量の算出の根拠とともに、目標達成に向けた取組内容等について、管内の茶産地の状況、省エネに向けた取組等を総合的に記載する。)

(注1) 燃油コストの変動抑制量は、燃油コストの変動が産地の経営に及ぼすリスクに対して、民間の金融商品や備蓄タンク等の活用により、産地が燃油コストの変動に対するリスク軽減に備えている燃油量を記載する (例えば、備蓄タンクの活用であれば、燃油価格が高騰した際に、一定価格 (高騰した価格よりも安い価格) で〇〇KL売り渡せることが可能な量)。

(注2) それぞれの値は小数点以下第1位の数字を四捨五入して記載する。

(4) 過去の燃油使用量削減実績

	削減率	実施事業年度	実績
1工場当たり燃油使用量	15%	～	KL→ KL(○%)
	15%	～	KL→ KL(○%)
荒茶1kg当たり燃油使用量	15%	～	L→ L(○%)

(注1) 1期計画、2期計画における目標削減率15%を達成した場合に削減率を○で囲む。

(注2) 実績欄は省エネルギー等対策推進計画策定時の燃油現在使用量及び目標年の燃油使用実績を記載し、その差をカッコ内の削減率として記載。

(略)

(新設)

(新設)

第3 (略)

(事業実施計画書添付資料2)

第1
1 (略)

(新設)

第3 (略)

(事業実施計画書添付資料2)

第1

1 (略)

2 過去の燃油使用量削減実績

	削減率	実施事業年度	実績
1工場当たり燃油使用量	15%	～	KL→ KL(O%)
	15%	～	KL→ KL(O%)
荒茶1kg 当たり燃油使用量	15%	～	L→ L(O%)

(注1)1期計画、2期計画における目標削減率15%を達成した場合に削減率を○で囲む。

(注2)実績欄は省エネルギー等対策推進計画策定時の燃油現在使用量及び目標年の燃油使用実績を記載し、その差をカッコ内の削減率として記載。

3 燃油使用量削減の目標

(1) 1工場当たり燃油使用量を削減する目標

燃油の種類	年間(対象期間)使用量		削減量 ③=①-②	削減率 ④=③/①×100
	現在 ①	目標 ②		
A重油	KL	KL	KL	%
1工場当たり	KL	KL	KL	
取組工場数	工場	工場		

(注1)省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する茶工場を対象に記載する。

(注2)年間(対象期間)使用量の「現在」及び「目標」欄は、第2の「(1)1工場当たり燃油使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

2 燃油使用量削減目標
(新設)

(略)

(新設)

(2) 単位生産量当たり燃油使用量を削減する目標 (略)

(3) 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制する目標

燃油の種類	年間(対象期間) 使用量:現在 ①	年間(対象期間) 抑制量:目標 ②	抑制率 ③=②/①×100
A 重油	KL	KL	%

(注1) 省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する茶工場を対象に記載する。

(注2) 年間(対象期間)使用量及び抑制量欄は、第2の「(3) 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制することを目標とする者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。なお、値については小数点以下第1位を四捨五入する。

第2 目標達成に向けた取組手段

1 省エネルギー推進計画構成員の概要

参画 茶工場数	① 省エネ型 茶加工機 械の導入	② 茶加工場 間連携に よる茶生 産の合理 化	③ 高品質な荒 茶加工に よる燃油使 用量の削減	④ チェックシートを活 用した茶加工製 造工程の適正化・ 効率化の実践
工場	工場	工場	工場	工場

(注1) 第2の3又は4の取組計画一覧から転記する。

(注2) 「チェックシートを活用した省エネ生産管理の実践」は、本計画における必須取組手段であるため、計画に参画する全茶工場 で取り組むこととする。

第2 目標達成に向けた取組手段

1 省エネルギー推進計画構成員の概要

参画 茶工場数	① 省エネ型 茶加工機 械の導入	② 茶加工場 間連携に よる茶生 産の合理 化	③ 高品質な荒 茶加工に よる燃油使 用量の削減	④ チェックシートを活 用した茶加工製 造工程の適正化・ 効率化の実践
工場	工場	工場	工場	工場

(注1) 第2の3「省エネルギー等対策推進計画に参画する者の取組計画一覧」から転記する。

(注2) 「チェックシートを活用した省エネ生産管理の実践」は、本計画における必須取組手段であるため、計画に参画する全茶工場 で取り組むこととする。

2 産地活性化総合対策事業における省エネ型茶加工機械リース導入での計画

導入設備	導入 工場数	導入 台数	事業年度別導入計画(台数、面積)			
			H 事業年 度	H 事業年 度	H 事業年度	合計
省エネ型粗揉機	工場	台	工場	工場	工場	工場
			台	台	台	台
省エネ型 熱交換機	工場	台	工場	工場	工場	工場
			台	台	台	台
省エネ型火炉	工場	台	工場	工場	工場	工場
			台	台	台	台
その他の設備 ()	工場	台	工場	工場	工場	工場
			台	台	台	台

(注1) 第2の3「省エネルギー等対策推進計画に参画する者の取組計画一覧」から転記する。

(注2) 産地活性化総合対策事業における省エネ型茶加工機械リース導入で計画している支援事業以外 の手段により導入を計画する場合は、下段括弧書きにより全体の内数として表示する。

3 省エネルギー等対策推進計画に参画する者の取組計画一覧 (略)

2 省エネ型茶加工機械の導入計画

導入設備	導入工場数	導入台数	事業年度別導入計画			
			○事業年度	○事業年度	○事業年度	合計
省エネ型粗揉機	工場	台	工場	工場	工場	工場
			台	台	台	台
省エネ型熱交換機	工場	台	工場	工場	工場	工場
			台	台	台	台
省エネ型火炉	工場	台	工場	工場	工場	工場
			台	台	台	台
その他の設備 ()	工場	台	工場	工場	工場	工場
			台	台	台	台

(注1) 第2の3又は4の取組計画一覧から転記する。

(新設)

3 1工場当たり燃油使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧 (略)

4 単位生産量当たり燃油使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧

氏名	燃油使用量		生産量		省エネ型茶加工機械の導入計画		
	現在①	目標②	現在①	目標②	○事業年度	○事業年度	○事業
	㊦	㊦	t	t	台	台	
	㊦	㊦	t	t	台	台	(参考)
	㊦	㊦	t	t	台	台	(参考)
	㊦	㊦	t	t	台	台	(参考)
合計	㊦	㊦	t	t	台	台	(参考)

(注1)計画参画者個々の省エネルギー等対策取組計画から転記する。

(注2)燃油使用量(現在、目標)及び生産量(現在、目標)欄は、算定方法を確認できる資料等の根拠資料を添付のうえ産地の合計のみの記載とすることも可能とする。

(注3)重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。

(注4)省エネ設備・生産性向上設備導入計画の欄は、上段に導入設備を、下段に導入台数を記載する。

(注5)申請数が多い場合等は、本表を別業とする。

【添付資料】

現在の燃油使用量・生産量、目標の燃油使用量・生産量の算定方法を確認できる資料

(新設)

5 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制することを
 目標とする者の取組計画一覧

No.	氏名	燃油使用量 (現在)	燃油コストの 変動抑制量 (目標)	変動抑制取組計画		
				○事業年度	○事業年度	○事業年度
		㊦	㊦	(参考)		
		㊦	㊦	(参考)		
		㊦	㊦	(参考)		
		㊦	㊦	(参考)		
	合計	㊦	㊦	(参考)		

(注1) 変動抑制取組計画については、支援対象者が一体的に取り組む場合は、合計欄のみ記載。計画参画者が個別に取り組む場合は、個々の省エネルギー等対策取組計画から転記する。

(注2) 燃油コストの変動抑制量は、燃油コストの変動が産地の経営に及ぼすリスクに対して、民間の金融商品や備蓄タンク等の活用により、産地が燃油コストの変動に対するリスク軽減に備えている燃油量を記載する(例えば、備蓄タンクの活用であれば、燃油価格が高騰した際に、一定価格(高騰した価格よりも安い価格)で〇〇KL売り渡せることが可能な量)。

(注3) 変動抑制取組計画の(参考)欄には、どの事業年度からどのような取組により、燃油価格や燃油使用量の変動を抑制するのかが

分かるよう記載する。

(注4)申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。

(注5)燃油価格や燃油使用量の変動を抑制するための取組内容は支援対象者ごとに異なることから、本表については、事業主体と協議の下、適宜変更することも可能とする。

【添付資料】

現在の燃油使用量、目標の燃油使用量の算定方法を確認できる資料

別紙様式第7号

施設園芸等燃油価格高騰対策実施状況報告 (令和 (平成) 事業年度)
(略)

(別添)

施設園芸等燃油価格高騰対策実施状況報告書 (令和 (平成) ○事業年度)
(略)

第3 目標達成状況 (毎年度報告)

1 省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ事業年度：令和 (平成) ○事業年度 (目標年度：令和 (平成) ○○事業年度)
(略)

別記様式第8号～第11号 (略)

別紙様式第7号

施設園芸等燃油価格高騰対策実施状況報告 (平成 事業年度)
(略)

(別添)

施設園芸等燃油価格高騰対策実施状況報告書 (平成○事業年度)
(略)

第3 目標達成状況 (毎年度報告)

1 省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ事業年度：平成○事業年度 (目標年度：平成○
○事業年度)
(略)

別記様式第8号～第11号 (略)

参考様式第①号（第18条第1項第1号関係）
【更新の場合】

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約締結完了通知（更新）

令和 年 月 日

（加入者組織代表者）殿

（〇〇協議会）
住 所
名称及び代表者の氏名 印

令和〇年〇月〇日付け施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書（更新）（〇〇協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（令和（平成）〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇協議会作成）（以下「業務方法書」という。）別紙様式第5号）で更新の申込みのあった施設園芸用燃油価格差補填金積立契約について、下記の内容で積立契約の更新が成立したことを通知します。

併せて、令和〇年〇月〇日付け施設園芸用燃油購入数量等設定申込書（業務方法書別紙様式第7号）で申込みのあった令和2事業年度の施設園芸用燃油購入数量等について、下記の内容で設定します。

ついては、令和〇年〇月〇日までに燃油補填積立金のうち納付必要額を当協会の口座へ納付願います。（口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義）
なお、この期日までに燃油補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご注意ください。

記

- 契約管理番号
- 契約期間 （自）令和 年 月 日 （至）令和3年 月 日

➤ 令和2事業年度の対象となる燃油購入数量

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.7円/リットル	リットル
	灯油	13.5円/リットル	リットル
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	25.4円/リットル	リットル
	灯油	26.9円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	42.4円/リットル	リットル
	灯油	44.9円/リットル	リットル

- 令和2事業年度燃油補填積立金額 円
- 前年度積立金残高 円
- 令和2事業年度納付必要額 円

対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり

参考様式第①号（第18条第1項第1号関係）
【更新の場合】

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約締結完了通知（更新）

令和（平成） 年 月 日

（加入者組織代表者）殿

（〇〇協議会）
住 所
名称及び代表者の氏名 印

令和（平成）〇年〇月〇日付け施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書（更新）（〇〇協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇協議会作成）（以下「業務方法書」という。）別紙様式第5号）で更新の申込みのあった施設園芸用燃油価格差補填金積立契約について、下記の内容で積立契約の更新が成立したことを通知します。

併せて、令和（平成）〇年〇月〇日付け施設園芸用燃油購入数量等設定申込書（業務方法書別紙様式第7号）で申込みのあった令和元事業年度の施設園芸用燃油購入数量等について、下記の内容で設定します。

ついては、令和〇年〇月〇日までに燃油補填積立金のうち納付必要額を当協会の口座へ納付願います。（口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義）
なお、この期日までに燃油補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご注意ください。

記

- 契約管理番号
- 契約期間 （自）令和（平成） 年 月 日 （至）令和2年4(3.5)月30(31)日

➤ 令和元事業年度の対象となる燃油購入数量

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）	（新設）
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.7円/リットル	リットル
	灯油	13.5円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	29.6円/リットル	リットル
	灯油	31.4円/リットル	リットル

- 令和元事業年度燃油補填積立金額 円
- 前年度積立金残高 円
- 令和元事業年度納付必要額 円

対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり

(参考様式第①号に添付) 【契約の更新の場合】

別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳 (令和2事業年度)

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号

2 参加構成員数 名

3 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150%	油種 ・A重油 ・灯油	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額※ (円) ①	前年度積立金 残高 (円) ②	元事業年度 積立必要額 (円) ①-②
					2事業年度 (2年 月～3年 月分)	2事業年度 (2年 月～3年 月分)		
合 計			115%	A重油 (12.7円/リットル) 灯油 (13.5円/リットル)				
			130%	A重油 (25.4円/リットル) 灯油 (26.9円/リットル)				
			150%	A重油 (42.4円/リットル) 灯油 (44.9円/リットル)				

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。

参考様式第①号 【新規契約の場合[施設園芸用]】

(略)

➤ 契約期間 (自) 令和2年 月 日 (至) 令和3年 月 日

➤ 対象となる燃油購入数量

選択肢 (積立方式)	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.7円/リットル	リットル
	灯油	13.5円/リットル	リットル
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	25.4円/リットル	リットル
	灯油	26.9円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	42.4円/リットル	リットル
	灯油	44.9円/リットル	リットル

➤ 燃油補填積立金額 円

対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり

(参考様式第①号に添付) 【契約の更新の場合】

別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳 (令和元事業年度)

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号

2 参加構成員数 名

3 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・130% ・150%	油種 ・A重油 ・灯油	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額※ (円) ①	前年度積立金 残高 (円) ②	元事業年度 積立必要額 (円) ①-②
					元事業年度 (元年 月～2年 月分)	元事業年度 (元年 月～2年 月分)		
合 計			(新設)	(新設)				
			130%	A重油 (12.7円/リットル) 灯油 (13.5円/リットル)				
			150%	A重油 (29.6円/リットル) 灯油 (31.4円/リットル)				

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。

参考様式第①号 【新規契約の場合[施設園芸用]】

(略)

➤ 契約期間 (自) 令和元年 5(4,6)月 1日 (至) 令和2年 4(3,5)月 30(31)日

➤ 対象となる燃油購入数量

選択肢 (積立方式)	油種	単価	燃油購入予定数量
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.7円/リットル	リットル
	灯油	13.5円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	29.6円/リットル	リットル
	灯油	31.4円/リットル	リットル

➤ 燃油補填積立金額 円

対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり

(参考様式第①号に添付) 【新規契約の場合】

別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳 (令和2事業年度)

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号

2 参加構成員数 名

3 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150%	油種 ・A重油 ・灯油	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額※ (円)	備考
					2事業年度 (2年 月~3年 月分)	2事業年度 (2年 月~3年 月分)	
合計			115%	A重油 (12.7円/ℓ) 灯油 (13.5円/ℓ)			
			130%	A重油 (25.4円/ℓ) 灯油 (26.9円/ℓ)			
			150%	A重油 (42.4円/ℓ) 灯油 (44.9円/ℓ)			

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。

(参考様式第①号に添付) 【新規契約の場合】

別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳 (令和元事業年度)

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号

2 参加構成員数 名

3 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・130% ・150%	油種 ・A重油 ・灯油	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額※ (円)	備考
					元事業年度 (元年 月~2年 月分)	元事業年度 (元年 月~2年 月分)	
合計			(新設)	(新設)			
			130%	A重油 (12.7円/ℓ) 灯油 (13.5円/ℓ)			
			150%	A重油 (29.6円/ℓ) 灯油 (31.4円/ℓ)			

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。

【令和2 事業年度契約更新済みで 2 事業年度の燃油購入数量の設定を行う場合】

茶加工用燃油価格差補填金積立契約締結完了通知
(うち 令和2 事業年度燃油購入数量の設定について)

令和 年 月 日

(加入者組織代表者) 殿

(〇〇協議会)
住 所
名称及び代表者の氏名 印

令和 (平成) 〇年〇月〇日付けで成立した茶加工用燃油価格差補填金積立契約のうち、令和 〇年〇月〇日付けで申込みのあった 令和2 事業年度の茶加工用燃油購入数量等について、下記の内容で設定します。

については、令和 〇年〇月〇日までに、令和2 事業年度燃油補填積立金のうち納付必要額を当協会の口座へ納付願います。(口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義)

なお、この期日までに燃油補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご注意ください。

記

➤ 契約管理番号 _____

➤ 契約期間 (自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

➤ 令和2 事業年度の対象となる燃油購入数量

選択肢 (積立方式)	油種	単価	燃油購入予定数量
<u>燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立て</u>	<u>A重油</u>	<u>12.9円/リットル</u>	<u>リットル</u>
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	25.8円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	43.0円/リットル	リットル

➤ 令和2 事業年度燃油補填積立金額 _____ 円
前年度積立金残高 _____ 円
令和2 事業年度納付必要額 _____ 円

対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり

【平成31 事業年度契約更新済みで 31 事業年度の燃油購入数量の設定を行う場合】

茶加工用燃油価格差補填金積立契約締結完了通知
(うち 平成31 事業年度燃油購入数量の設定について)

平成 年 月 日

(加入者組織代表者) 殿

(〇〇協議会)
住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 〇年〇月〇日付けで成立した茶加工用燃油価格差補填金積立契約のうち、平成 〇年〇月〇日付けで申込みのあった 平成31 事業年度の茶加工用燃油購入数量等について、下記の内容で設定します。

については、平成 〇年〇月〇日までに、平成31 事業年度燃油補填積立金のうち納付必要額を当協会の口座へ納付願います。(口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義)

なお、この期日までに燃油補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご注意ください。

記

➤ 契約管理番号 _____

➤ 契約期間 (自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

➤ 平成30 事業年度の対象となる燃油購入数量

選択肢 (積立方式)	油種	単価	燃油購入予定数量
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.9円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	30.1円/リットル	リットル

➤ 平成30 事業年度燃油補填積立金額 _____ 円
前年度積立金残高 _____ 円
平成30 事業年度納付必要額 _____ 円

対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり

(参考様式第①号に添付) 【令和2事業年度契約更新済みで2事業年度の燃油購入数量の設定を行う場合[茶用]】
別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳 (令和2事業年度)

- 1 組織名 ○○○○、 契約管理番号
- 2 参加構成員数 名
- 3 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額※ (円)	前年度積立金 残高 (円) ②	2事業年度 積立必要額 (円) ①-②
			・115% ・130% ・150%	2事業年度 (年 月～年 月分)	2事業年度 (年 月～年 月分)		
合 計			115%				
			130%				
			150%				

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量(リットル) × 積立単価(円/リットル) × 1/2」で算出する(参加構成員の積立分)。切り捨てにより100円単位で記載する。

(参考様式第①号に添付) 【平成31事業年度契約更新済みで31事業年度の燃油購入数量の設定を行う場合[茶用]】
別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳 (平成31事業年度)

- 1 組織名 ○○○○、 契約管理番号
- 2 参加構成員数 名
- 3 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額※ (円)	前年度積立金 残高 (円) ②	31事業年度 積立必要額 (円) ①-②
			・130% ・150%	31事業年度 (年 月～年 月分)	31事業年度 (年 月～年 月分)		
合 計			(新設)				
			130%				
			150%				

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量(リットル) × 積立単価(円/リットル) × 1/2」で算出する(参加構成員の積立分)。切り捨てにより100円単位で記載する。

【令和2事業年度以降の新規契約の場合[茶用]】

茶加工用燃油価格差補填金積立契約締結完了通知

令和 年 月 日

(加入者組織代表者) 殿

(〇〇協議会)
住 所
名称及び代表者の氏名 印

令和〇年〇月〇日付けで申込みのあった茶加工用燃油価格差補填金積立契約について、下記の内容で積立契約が成立したことを通知します。

併せて、令和〇年〇月〇日付けで申込みのあった茶加工用燃油購入数量等について、下記の内容で設定します。

については、令和〇年〇月〇日までに、燃油補填積立金を当協会の口座へ納付願います。(口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義)
なお、この期日までに燃油補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご注意ください。

記

➤ 契約管理番号 _____

➤ 契約期間 (自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

➤ 対象となる燃油購入数量

選択肢 (積立方式)	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.9円/リットル	リットル
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	25.8円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	43.0円/リットル	リットル

➤ 燃油補填積立金額 _____ 円

対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり

【平成31事業年度以降の新規契約の場合[茶用]】

茶加工用燃油価格差補填金積立契約締結完了通知

平成 年 月 日

(加入者組織代表者) 殿

(〇〇協議会)
住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成〇年〇月〇日付けで申込みのあった茶加工用燃油価格差補填金積立契約について、下記の内容で積立契約が成立したことを通知します。

併せて、平成〇年〇月〇日付けで申込みのあった茶加工用燃油購入数量等について、下記の内容で設定します。

については、平成〇年〇月〇日までに、燃油補填積立金を当協会の口座へ納付願います。(口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義)
なお、この期日までに燃油補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご注意ください。

記

➤ 契約管理番号 _____

➤ 契約期間 (自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

➤ 対象となる燃油購入数量

選択肢 (積立方式)	油種	単価	燃油購入予定数量
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.9円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	30.1円/リットル	リットル

➤ 燃油補填積立金額 _____ 円

対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり

(参考様式第①号に添付) 【令和2事業年度以降の新規契約の場合[茶用]】
別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳 (令和○事業年度)

- 組織名 ○○○○、 契約管理番号
- 参加構成員数 名
- 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額※ (円)	備考
			・115% ・130% ・150%	○事業年度 (年月～年月分)	○事業年度 (年月～年月分)	
合 計			115%			
			130%			
			150%			

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。
(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。

(参考様式第①号に添付) 【平成31事業年度以降の新規契約の場合[茶用]】
別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳 (平成○事業年度)

- 組織名 ○○○○、 契約管理番号
- 参加構成員数 名
- 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・130% ・150%	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額※ (円)	備考
				○事業年度 (年月～年月分)	○事業年度 (年月～年月分)	
合 計			(新設)			
			130%			
			150%			

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。
(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。

参考様式第②号 (第2_0条第1号関係) 【契約の更新の場合】
(略)

【積立契約における留意事項】

- 積立契約の期間は、平成 年 月 日 (平成 24 事業年度からの契約の場合は平成 25 年 2 月 1 日、平成 25 事業年度からの契約の場合は平成 25 年 5 月 1 日 (又は 4 月 1 日若しくは 6 月 1 日)、平成 26 事業年度からの契約の場合は平成 26 年 5 月 1 日 (又は 4 月 1 日若しくは 6 月 1 日)、平成 27 事業年度からの契約の場合は平成 27 年 5 月 1 日 (又は 4 月 1 日若しくは 6 月 1 日))、平成 28 事業年度からの契約の場合は平成 28 年 5 月 1 日 (又は 4 月 1 日若しくは 6 月 1 日)、平成 29 事業年度からの契約の場合は平成 29 年 5 月 1 日 (又は 4 月 1 日若しくは 6 月 1 日)、平成 30 事業年度からの契約の場合は平成 30 年 5 月 1 日 (又は 4 月 1 日若しくは 6 月 1 日) を開始日とし、平成 31 (令和元) 事業年度からの契約の場合は令和元年 5 月 1 日 (又は平成 31 年 4 月 1 日若しくは令和元年 6 月 1 日) を開始日とし、令和 3 年 4 月 30 日 (又は 3 月 31 日若しくは 5 月 30 日) までの期間です (期間の終期が更新されます。)

参考様式第②号 (第2_0条第1号関係) 【新規契約の場合】
(略)

【積立契約における留意事項】

- 積立契約の期間は、令和 2 年 5 月 1 日 (又は 4 月 1 日若しくは 6 月 1 日) を開始日とし、令和 3 年 4 月 30 日 (又は 3 月 31 日若しくは 5 月 30 日) までの期間です。
- 補填金は、当該補填金交付日における燃油補填積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と〇〇協議会 (以下「本協議会」といいます。) に造成された基金の残額

参考様式第②号 (第2_2条第1号関係) 【契約の更新の場合】
(略)

【積立契約における留意事項】

- 積立契約の期間は、平成 年 月 日 (平成 24 事業年度からの契約の場合は平成 25 年 2 月 1 日、平成 25 事業年度からの契約の場合は平成 25 年 5 月 1 日 (又は 4 月 1 日若しくは 6 月 1 日)、平成 26 事業年度からの契約の場合は平成 26 年 5 月 1 日 (又は 4 月 1 日若しくは 6 月 1 日)、平成 27 事業年度からの契約の場合は平成 27 年 5 月 1 日 (又は 4 月 1 日若しくは 6 月 1 日))、平成 28 事業年度からの契約の場合は平成 28 年 5 月 1 日 (又は 4 月 1 日若しくは 6 月 1 日)、平成 29 事業年度からの契約の場合は平成 29 年 5 月 1 日 (又は 4 月 1 日若しくは 6 月 1 日)、平成 30 事業年度からの契約の場合は平成 30 年 5 月 1 日 (又は 4 月 1 日若しくは 6 月 1 日) を開始日とし、令和 2 年 4 月 30 日 (又は 3 月 31 日若しくは 5 月 30 日) までの期間です (期間の終期が更新されます。)

参考様式第②号 (第2_2条第1号関係) 【新規契約の場合】
(略)

【積立契約における留意事項】

- 積立契約の期間は、令和 元 年 5 月 1 日 (又は 4 月 1 日若しくは 6 月 1 日) を開始日とし、令和 2 年 4 月 30 日 (又は 3 月 31 日若しくは 5 月 30 日) までの期間です。
- 補填金は、当該補填金交付日における燃油補填積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と〇〇協議会 (以下「本協議会」といいます。) に造成された基金の残額に

に応じて減額されることがあります。
(略)

参考様式第②号（第2.9条第1号関係）【令和2事業年度の契約の更新の場合】

茶加工用燃油価格差補填金積立契約申込書（更新）

令和 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

(農業者組織)
住 所
名称及び代表者の氏名 印

〇〇協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（令和（平成）〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇協議会作成）第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を更新して締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

➤ 契約管理番号 _____ ※積立契約完了通知の契約管理番号を記載

更新による積立契約の期間の終期： 年 月 日

【積立契約における留意事項】

・積立契約の期間は、平成27年4月1日を開始日とし、令和2年10月31日までの期間です（期間の終期が更新されます。）。

(略)

参考様式第②号（第2.9条第1号関係）【令和2事業年度以降の新規契約の場合】

に応じて減額されることがあります。
(略)

参考様式第②号（第3.1条第1号関係）【平成31事業年度の契約の更新の場合】

茶加工用燃油価格差補填金積立契約申込書（更新）

平成 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

(農業者組織)
住 所
名称及び代表者の氏名 印

〇〇協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇協議会作成）第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を更新して締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

➤ 契約管理番号 _____ ※積立契約完了通知の契約管理番号を記載

更新による積立契約の期間の終期： 年 月 日

【積立契約における留意事項】

・積立契約の期間は、平成27年4月1日を開始日とし、平成31（西暦2019年）年10月31日までの期間です（期間の終期が更新されます。）。

(略)

参考様式第②号（第3.1条第1号関係）【平成31事業年度以降の新規契約の場合】

茶加工用燃油価格差補填金積立契約申込書

令和 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

(農業者組織)
住 所
名称及び代表者の氏名 印

〇〇協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書(令和(平成)〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇協議会作成)第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を締結したいので申し込めます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、令和2年4月1日を開始日とし、令和2年10月31日までの期間です。
- ・補填金は、当該補填金交付日における燃油補填積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と〇〇協議会(以下「本協議会」といいます。)に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。

(略)

茶加工用燃油価格差補填金積立契約申込書

平成 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

(農業者組織)
住 所
名称及び代表者の氏名 印

〇〇協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇協議会作成)第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を締結したいので申し込めます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、平成31年4月1日を開始日とし、平成31(西暦2019年)年10月31日までの期間です。
- ・補填金は、当該補填金交付日における燃油補填積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と〇〇協議会(以下「本協議会」といいます。)に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。

(略)

参考様式第③号（第2 1条第1号関係）

施設園芸用燃油購入数量等設定申込書（令和○事業年度）

令和 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

(農業者組織)
住所
名称及び代表者の氏名 印

令和○事業年度の施設園芸用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入数量等の設定を以下のとおり申し込みます。

なお、参加構成員ごとの燃油購入数量等の内訳は別紙のとおりです。

➤ 契約管理番号 _____

※契約済みの場合は、積立契約完了通知の契約管理番号を記載

1. 対象期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2. 対象数量（施設園芸用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入予定数量）

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.7円/リットル	リットル
	灯油	13.5円/リットル	リットル
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	25.4円/リットル	リットル
	灯油	26.9円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	42.4円/リットル	リットル
	灯油	44.9円/リットル	リットル

3. 燃油補填積立の金額

選択された単価

A重油 (12.7円) × 数量設定申込書の数量 ($\frac{リットル}{リットル}$) × 1/2 =	円
灯油 (13.5円) × 数量設定申込書の数量 ($\frac{リットル}{リットル}$) × 1/2 =	円
A重油 (25.4円) × 数量設定申込書の数量 ($\frac{リットル}{リットル}$) × 1/2 =	円
灯油 (26.9円) × 数量設定申込書の数量 ($\frac{リットル}{リットル}$) × 1/2 =	円
A重油 (42.4円) × 数量設定申込書の数量 ($\frac{リットル}{リットル}$) × 1/2 =	円
灯油 (44.9円) × 数量設定申込書の数量 ($\frac{リットル}{リットル}$) × 1/2 =	円
計	円

*積立の金額は、参加構成員ごとに計算結果を切り捨てにより100円単位としたものです。

【燃油購入数量等設定における留意事項】

- ・燃油購入数量の設定に関する証拠書類の提出を求めた場合は、必ず提出してください。提出がない場合には、燃油購入数量が設定できない場合があります。
- ・当協議会から指示があった場合には、指定月の燃油の購入数量を領収書、納品書等の写しを添付して速やかに報告してください。
- ・燃油購入数量等が設定されましたらお知らせしますので、燃油補填積立金必要額を納入してください。

参考様式第③号（第2 2条第1号関係）

施設園芸用燃油購入数量等設定申込書（令和○事業年度）

令和 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

(農業者組織)
住所
名称及び代表者の氏名 印

令和○事業年度の施設園芸用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入数量等の設定を以下のとおり申し込みます。

なお、参加構成員ごとの燃油購入数量等の内訳は別紙のとおりです。

➤ 契約管理番号 _____

※契約済みの場合は、積立契約完了通知の契約管理番号を記載

1. 対象期間 令和○年 11(10,12)月1日 から令和○年 4(3,5)月30(31)日 まで

2. 対象数量（施設園芸用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入予定数量）

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.7円/リットル	リットル
	灯油	13.5円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	29.6円/リットル	リットル
	灯油	31.4円/リットル	リットル

3. 燃油補填積立の金額

選択された単価

A重油 (12.7円) × 数量設定申込書の数量 ($\frac{リットル}{リットル}$) × 1/2 =	円
灯油 (13.5円) × 数量設定申込書の数量 ($\frac{リットル}{リットル}$) × 1/2 =	円
A重油 (29.6円) × 数量設定申込書の数量 ($\frac{リットル}{リットル}$) × 1/2 =	円
灯油 (31.4円) × 数量設定申込書の数量 ($\frac{リットル}{リットル}$) × 1/2 =	円
計	円

*積立の金額は、参加構成員ごとに計算結果を切り捨てにより100円単位としたものです。

【燃油購入数量等設定における留意事項】

- ・燃油購入数量の設定に関する証拠書類の提出を求めた場合は、必ず提出してください。提出がない場合には、燃油購入数量が設定できない場合があります。
- ・当協議会から指示があった場合には、指定月の燃油の購入数量を領収書、納品書等の写しを添付して速やかに報告してください。
- ・燃油購入数量等が設定されましたらお知らせしますので、燃油補填積立金必要額を納入してください。

(参考様式第③号に添付)
別紙

施設園芸用燃油購入数量等設定の内訳 (令和〇事業年度)

〇〇組織の燃油購入予定数量等設定の内訳は以下のとおりです。

1 参加構成員数 名

2 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150%	油種 ・A重油 ・灯油	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額※ (円)	備考
					〇事業年度 (年月～年月分)	〇事業年度 (年月～年月分)	
合 計			115%	A重油 (12.7円/ℓ) 灯油 (31.4円/ℓ)			
			130%	A重油 (25.4円/ℓ) 灯油 (26.9円/ℓ)			
				150%	A重油 (42.4円/ℓ) 灯油 (44.9円/ℓ)		

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより100円単位で記載する。

(参考様式第③号に添付)
別紙

施設園芸用燃油購入数量等設定の内訳 (令和〇事業年度)

〇〇組織の燃油購入予定数量等設定の内訳は以下のとおりです。

1 参加構成員数 名

2 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・130% ・150%	油種 ・A重油 ・灯油	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額※ (円)	備考
					〇事業年度 (年月～年月分)	〇事業年度 (年月～年月分)	
合 計			(新設)	(新設)			
			130%	A重油 (12.7円/ℓ) 灯油 (13.5円/ℓ)			
				150%	A重油 (29.6円/ℓ) 灯油 (31.4円/ℓ)		

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより100円単位で記載する。

参考様式第③号（第2.9条第1号関係）

【平成31（令和元）事業年度（設定済み）のうち令和2事業年度の燃油購入数量の追加の場合】

茶加工用燃油購入数量等設定申込書（追加）

令和 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

(農業者組織)
住所
名称及び代表者の氏名 印

令和2事業年度の茶加工用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入数量等の設定（平成31（令和元）事業年度の追加）を以下のとおり申し込みます。

なお、参加構成員ごとの燃油購入数量等の内訳は別紙のとおりです。

➤ 契約管理番号 _____ ※積立契約完了通知の契約管理番号を記載

1. 対象期間（更新） 令和 年 月 日から令和2年10月31日まで

2. 対象数量（茶加工用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入予定数量）

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.9円/リットル	リットル
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	25.8円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	43.0円/リットル	リットル

※上段（ ）書きで当初金額、下段に追加後の金額（当初+2事業年度追加）を記載

3. 燃油補填積立の金額（追加）

選択された単価

A重油 (12.9円) × 数量設定申込書の数量 ((リットル)) × 1/2 = (円)

A重油 (25.8円) × 数量設定申込書の数量 ((リットル)) × 1/2 = (円)

A重油 (43.0円) × 数量設定申込書の数量 ((リットル)) × 1/2 = (円)

計 円

※上段（ ）書きで当初金額、下段に追加後の金額（当初+2事業年度追加）を記載

*積立の金額は、参加構成員ごとに計算結果を切り捨てにより100円単位としたものです。

【燃油購入数量等設定における留意事項】

- ・燃油購入数量の設定に関する証拠書類の提出を求めた場合は、必ず提出してください。提出がない場合には、燃油購入数量が設定できない場合があります。
- ・当協議会から指示があった場合には、指定月の燃油の購入数量を領収書、納品書等の写しを添付して速やかに報告してください。
- ・燃油購入数量等が設定されましたらお知らせしますので、燃油補填積立金必要額を納入してください。

参考様式第③号（第3.1条第1号関係）

【平成30事業年度（設定済み）のうち31（西暦2019）事業年度の燃油購入数量の追加の場合】

茶加工用燃油購入数量等設定申込書（追加）

平成 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

(農業者組織)
住所
名称及び代表者の氏名 印

平成31（西暦2019）事業年度の茶加工用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入数量等の設定（30事業年度の追加）を以下のとおり申し込みます。

なお、参加構成員ごとの燃油購入数量等の内訳は別紙のとおりです。

➤ 契約管理番号 _____ ※積立契約完了通知の契約管理番号を記載

1. 対象期間（更新） 平成 年 月 日から令和元10月31日まで

2. 対象数量（茶加工用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入予定数量）

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.7円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	29.6円/リットル	リットル

※上段（ ）書きで当初金額、下段に追加後の金額（当初+30事業年度追加）を記載

3. 燃油補填積立の金額（追加）

選択された単価

A重油 (13.0円) × 数量設定申込書の数量 ((リットル)) × 1/2 = (円)

A重油 (30.3円) × 数量設定申込書の数量 ((リットル)) × 1/2 = (円)

計 円

※上段（ ）書きで当初金額、下段に追加後の金額（当初+30事業年度追加）を記載

*積立の金額は、参加構成員ごとに計算結果を切り捨てにより100円単位としたものです。

【燃油購入数量等設定における留意事項】

- ・燃油購入数量の設定に関する証拠書類の提出を求めた場合は、必ず提出してください。提出がない場合には、燃油購入数量が設定できない場合があります。
- ・当協議会から指示があった場合には、指定月の燃油の購入数量を領収書、納品書等の写しを添付して速やかに報告してください。
- ・燃油購入数量等が設定されましたらお知らせしますので、燃油補填積立金必要額を納入してください。

(参考様式第③号に添付) 【平成 31 (令和元) 事業年度 (設定済み) のうち 令和2 事業年度の燃油購入数量の追加の場合】
別紙

茶加工用燃油購入数量等設定の内訳

〇〇組織の燃油購入予定数量等設定の内訳は以下のとおりです。

1 参加構成員数 名

2 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150%	燃油購入予定数量 (リットル)	燃油補填積立金額 (円) ※
				令和2 事業年度 (2年4月～2年10月分)	令和2 事業年度 (2年4月～2年10月分)
合 計			115%		
			130%		
			150%		

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。

(参考様式第③号に添付) 【平成 30 事業年度 (設定済み) のうち 31 (西暦 2019) 事業年度の燃油購入数量の追加の場合】
別紙

茶加工用燃油購入数量等設定の内訳

〇〇組織の燃油購入予定数量等設定の内訳は以下のとおりです。

1 参加構成員数 名

2 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・130% ・150%	燃油購入予定数量 (リットル)	燃油補填積立金額 (円) ※
				31 (2019) 事業年度 (31年4月～31年10月分)	31 (2019) 事業年度 (31年4月～31年10月分)
合 計			(新設)		
			130%		
			150%		

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。

【令和2 事業年度以降の燃油購入数量の設定の場合】

茶加工用燃油購入数量等設定申込書（令和○事業年度）

平成 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

(農業者組織)
住所
名称及び代表者の氏名 印

令和○事業年度の茶加工用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入数量等の設定を以下のとおり申し込みます。

なお、参加構成員ごとの燃油購入数量等の内訳は別紙のとおりです。

▶ 契約管理番号 _____
※契約済みの場合は、積立契約完了通知の契約管理番号を記載

1. 対象期間 令和○年4月1日から令和○年10月31日まで

2. 対象数量（施設園芸用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入予定数量）

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.9円/リットル	リットル
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	25.8円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	43.0円/リットル	リットル

3. 燃油補填積立の金額

選択された単価

A重油 (12.9円) × 数量設定申込書の数量 () × 1/2 = 円

A重油 (25.8円) × 数量設定申込書の数量 () × 1/2 = 円

A重油 (43.0円) × 数量設定申込書の数量 () × 1/2 = 円

計	円
---	---

*積立の金額は、参加構成員ごとに計算結果を切り捨てにより100円単位としたものです。

【燃油購入数量等設定における留意事項】

- 燃油購入数量の設定に関する証拠書類の提出を求めた場合は、必ず提出してください。提出がない場合には、燃油購入数量が設定できない場合があります。
- 当協議会から指示があった場合には、指定月の燃油の購入数量を領収書、納品書等の写しを添付して速やかに報告してください。
- 燃油購入数量等が設定されましたらお知らせしますので、燃油補填積立金必要額を納入してください。

【平成31(西暦2919) 事業年度以降の燃油購入数量の設定の場合】

茶加工用燃油購入数量等設定申込書（平成○（令和○）事業年度）

平成 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

(農業者組織)
住所
名称及び代表者の氏名 印

平成○（西暦2019）事業年度の茶加工用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入数量等の設定を以下のとおり申し込みます。

なお、参加構成員ごとの燃油購入数量等の内訳は別紙のとおりです。

▶ 契約管理番号 _____
※契約済みの場合は、積立契約完了通知の契約管理番号を記載

1. 対象期間 令和（平成）○年4月1日から令和○年10月31日まで

2. 対象数量（施設園芸用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入予定数量）

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	13.0円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	30.3円/リットル	リットル

3. 燃油補填積立の金額

選択された単価

A重油 (13.0円) × 数量設定申込書の数量 () × 1/2 = 円

A重油 (30.3円) × 数量設定申込書の数量 () × 1/2 = 円

計	円
---	---

*積立の金額は、参加構成員ごとに計算結果を切り捨てにより100円単位としたものです。

【燃油購入数量等設定における留意事項】

- 燃油購入数量の設定に関する証拠書類の提出を求めた場合は、必ず提出してください。提出がない場合には、燃油購入数量が設定できない場合があります。
- 当協議会から指示があった場合には、指定月の燃油の購入数量を領収書、納品書等の写しを添付して速やかに報告してください。
- 燃油購入数量等が設定されましたらお知らせしますので、燃油補填積立金必要額を納入してください。

(参考様式第③号に添付) 【**令和2**事業年度以降の燃油購入数量の設定の場合】
別紙

茶加工用燃油購入数量等設定の内訳 (令和○事業年度)

○組織の燃油購入予定数量等設定の内訳は以下のとおりです。

1 参加構成員数 名

2 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150%	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額※ (円)	備考
				○事業年度 (年 月～年 月分)	○事業年度 (年 月～年 月分)	
合 計			115%			
合 計			130%			
合 計			150%			

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。

(参考様式第③号に添付) 【**平成31(令和元)**事業年度以降の燃油購入数量の設定の場合】
別紙

茶加工用燃油購入数量等設定の内訳 (令和 (平成) ○事業年度)

○組織の燃油購入予定数量等設定の内訳は以下のとおりです。

1 参加構成員数 名

2 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・130% ・150%	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額※ (円)	備考
				○事業年度 (年 月～年 月分)	○事業年度 (年 月～年 月分)	
合 計			(新設)			
合 計			130%			
合 計			150%			

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。

附則

1 この改正は、令和2年2月12日から施行する。
(令和2年2月12日付け日施園第261号)

2 改正前の燃油価格高騰緊急対策実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。